

建築士事務所

開設者・管理建築士各位

(一社) 日本建築士事務所協会連合会

(一社) 滋賀県建築士事務所協会

会 長 大村 修

技術法令委員会 委員長 村田 真朗

開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」の案内

2006年(平成18年)の建築士法改正を踏まえて、日事連は定期的研修(毎年)をスタートしました。本講習は平成29年9月4日より**滋賀県知事指定**となっております。(令和4年8月4日更新済) 建築士法第2条の2には「建築士は業務に関する法令及び実務に精通し公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」と条文にあり、事務所登録更新の5年間に一度研修を受講いただくよう案内しています。また、開設者と管理建築士が異なる場合の建築士でない開設者に限り最低限講義Ⅱを受講してください。(建築士である開設者は全て受講してください)

記

1. 受講対象者 滋賀県知事登録の建築士事務所の開設者および管理建築士
とりわけ令和7年10月以降、令和8年9月までに登録更新の対象となる建築士事務所
および令和6年7月から令和7年9月の間に新規登録され本研修の未受講の建築士事務所
2. 定 員 80名(先着順で、定員に達し次第締め切ります。)
3. 日 時 令和7年10月21日(火)
受付 9時30分より
講義 10時から16時45分
※ 建築士でない開設者 様
講習時間 13:00~14:30
(10分前から受付をいたします)
4. 場 所 建設会館 4階大ホール
5. 受講料 会 員 I 8,000円 【管理建築士・建築士である開設者】
II [6,000円] 【建築士でない開設者】
非会員 I 16,000円 【管理建築士・建築士である開設者】
II [12,000円] 【建築士でない開設者】
※[]内は、開設者半日講習の受講料で各々テキスト代、消費税を含む。
申込後の受講料の払い戻し等はありません。
6. 受講料の支払 ①窓口にて現金で払う
②振込にて支払う

受講料振込先 滋賀銀行膳所駅前支店(普) 229596

一般社団法人 滋賀県建築士事務所協会

(注意) 振込手数料は本人負担とします。もし振込手数料が差し引かれている場合は後日お支払いいただきます。又、申し込後のキャンセルにつきましては返金致しかねます。

(裏 面 →)

7. 申し込み方法 (受講票) ①窓口にて申込 本申込用紙に必要事項を記入し、受講料を添えて申込、
振込の方は領収証(写)を添付してください。同時に受講票を交付いたします。
②郵送にて申込 ①と同様に送付してください。但し受講票の返信用封筒(住所、氏名
を記入し、切手を貼付したもの)を同封してください。後日受講票を送付します。
8. 申込先 (問合せ) (一社) 滋賀県建築士事務所協会
〒520-0801 大津市におの浜 1-1-18 建設会館内 3 階
TEL : 077-526-4476 FAX : 077-522-9610
9. 実施機関 (一社) 日本建築士事務所協会連合会
(一社) 滋賀県建築士事務所協会
10. C P D 認定講習として 5 単位
11. 受講名簿 「**滋賀県知事指定講習**」となっておりますので受講者名簿を
滋賀県土木交通部建築課へ報告することを承知ください。
12. その他 公共の交通機関でお越しください。お車で来場される場合は、近隣の(有料)駐車場へ
停めていただきますようお願いいたします。

【注】本講習会は、建築士法第 2 4 条第 2 項による「管理建築士講習」、建築士法第 2 2 条の 2 による
所属建築士の「定期講習」とは異なります。

申込用紙は別紙となりますので、黒枠に必要事項をご記入いただきますようお願いいたします。